

第38回 国立公文書館分科会 議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

1. 日 時：平成25年7月17日（水）14:00～16:45
2. 場 所：国立公文書館 4階会議室
3. 出席委員：石川委員、大隈委員、田辺委員、保坂委員、笠委員
4. 議事次第
 - (1) 分科会長の互選（分科会長代理の指名）
 - (2) 平成24年度の業務実績について
 - (3) 平成24年度の財務諸表等について
 - (4) 内閣府行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果について
 - (5) 今後の開催予定等について

5. 議 事

○笹川課長 本日は、お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。定足数の要件を満たしておりますので、ただいまから「第38回国立公文書館分科会」を開催させていただきます。

私、6月28日付で、この事務局であります公文書管理課長を拝命いたしました笹川でございます。よろしくお願いいたします。

今回は、委員の方々の改選がございましたので、最初に分科会長の互選手続を行う必要があります。それまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

まず、委員の改選についてですが、前分科会長の御厨委員、中野目委員におかれましては、6月26日付で御退任されました。これに伴いまして、新たに田辺国昭委員、保坂裕興委員に当分科会の委員に御就任いただくこととなりました。また、大隈委員、石川委員、笠委員におかれましては、引き続き新しい任期におきましても委員に御就任いただけることとなりました。

では、最初に、田辺委員と保坂委員に一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

○田辺委員 新しく委員を務めさせていただくことになりました田辺でございます。よろしくお願いいたします。

○保坂委員 本年より委員を務めさせていただきます学習院大学の保坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹川課長 それでは、早速でございますが、分科会長の互選に入らせていただきます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第5条第3項に基づき、分科会委員の皆様のご互選によりまして分科会長をお決めいただくことになっております。何か御提案がございましたらお願いいたします。はい。

○大隈委員 政策評価の知見が深い田辺委員に分科会長をお願いしてはと思いますが、い

かがでしょうか。

○笹川課長 よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○笹川課長 ありがとうございます。それでは、田辺委員に当分科会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。では、議事進行、よろしくお願ひいたします。

○田辺分科会長 分科会長に互選されました田辺でございます。よろしくお願ひいたします。委員の皆様方の御協力を得まして、国立公文書館の分科会を適切に運営させていただきたいと思ひます。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、内閣府独立行政法人評価委員会令第5条第5項に基づき、分科会長として分科会長代理をあらかじめ指名したいと思ひます。

腹案を申し上げさせていただきますと、分科会長代理には、御厨前分科会長のもと、会長代理をなさっておりました大隈委員のほうに引き続きお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田辺分科会長 では、異議がないということでございますので、大隈委員におかれましては、分科会長代理をよろしくお願ひ申し上げます。

○大隈分科会長代理 よろしくお願ひいたします。

○田辺分科会長 では、続きまして、国立公文書館に人事異動がございましたので、事務局のほうから御報告のほうをよろしくお願ひいたします。

○笹川課長 5月31日付で高山前館長が退任され、6月1日付で新たに加藤丈夫館長が就任されました。

それから、6月27日付で小河前理事が退任され、6月28日付で新たに齋藤敦理事が就任されました。

それから、6月31日付で梶井監事が退任され、7月1日付で佐藤正紀監事が就任されました。

加藤館長は所用によりおこなわれているようでございます。到着され次第、御挨拶をと思ひますが、では、高山前館長から御挨拶をお願ひいたします。

○高山前館長 御紹介いただきました高山でございます。委員の先生方におかれましては、本日、先週までに比べますと多少はましでございますが、暑い中をお運びいただきましてありがとうございました。

従来から国立公文書館は、評価委員会、特に国立公文書館分科会の先生方の深い御理解のもとで、その仕事を進めてきているところでございます。私は、今、御紹介がありましたように、去る5月の末日をもちまして館長職を退任することになりまして、後ほどいらっしゃる加藤丈夫新館長にお譲りをいたしました。在任中、先生方の御支援をいただきましたことを深くここでお礼を申し上げたいと思っております。私の在任は3年と10カ月、2009年7月7日に館長辞令をいただきまして、5月31日までということでございました。

この間、何をやったのだということになりますと、大したものは何もございませんが、先生方に24年度の評価をしていただくに当たって考えていただきたいと思うことと関連する2つの要素があったかと思えます。1つは、自然的・社会的と申しますか、環境の問題がございました。2つ目が政治的な環境であります。

その自然的・社会的と言いますのは、これは言うまでもなく、2011年3月の東日本大震災、それからそれに伴うところの津波による沿岸地域の大きな被災状況があった。それにあわせて、私どもも被災地の、特に水損資料の修復支援ということに、平成23年度からこの小さな館の全力を挙げて取り組みました。また、特に24年度においては、この館の耐震工事を行い、施設の安全性を強化しました。

もう一つ大きな要素は、先ほど2つ目として挙げました政治的な環境の変化を考えていただく必要があるのではないかと。私の在任期間は3年と10カ月であります。その大半が民主党政権時代と重なります。

私どもと接触していただいた先生方、大変真面目な先生方でございまして、公文書館のことを一生懸命勉強しようとなさって、私どもにいろいろとお問い合わせもございました。それに我々も対応していたということでございますが、先生方のご理解のもとで我々も仕事を進めたということでございます。

また、政権が変わりましたが、公文書館の仕事の方向性について、引続き先生方の適切な御判断、御指導を賜りたいと考えております。

大変長きにわたりまして先生方の御支援を頂戴できまして、ここで無事に私が退任できますことは、私にとりましては大変ありがたいことだということで、深く重ねてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○笹川課長 それでは、加藤館長は到着し次第ということで、齋藤理事お願いいたします。

○齋藤理事 このたびの夏の異動で理事を拝命いたしました齋藤でございます。国立公文書館は、国の諸活動に関して、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすという、誠に重大なミッションを負った機関だと理解しております。まだ勉強途上でございますが、御指導いただき、その使命を全うしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○笹川課長 佐藤監事、お願いいたします。

○佐藤監事 佐藤でございます。7月1日付で監事に就任いたしました。

私は、総理府から内閣府と、法務の部門でずっと過ごしてきた人間でございますので、法務のほうに少し偏っているかもしれませんが、田部井監事と協力いたしまして国立公文書館の業務の適正な運営に目を光らせていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、高山前館長におかれましては、ここで御退席されます。どうも本当にありがとうございました。

(高山前館長退席)

○田辺分科会長 それでは、議事に入る前に事務局のほうから配付資料の説明をお願いいたします。

○笹川課長 それでは、お手元に配付させていただいています資料の確認でございます。

まず、資料1、平成24年度の業務実績に関する項目別評価表。それぞれの評価項目ごとの実績について、公文書館から自己評価とあわせて報告をさせていただきます。

資料2、平成24年度業務実績に関する総合評価表でございます。この空欄となっている評価欄に、委員の皆様から御意見を記入させていただきます。

資料3、国立公文書館業務実績報告書でございます。

それから、資料4、平成23年度の業務実績評価の際、評価委員会から指摘された事項に対しての対応状況ということでございます。昨年、分科会から指摘されました事項について、公文書館での対応状況を記したものでございます。

それから、資料5は、平成24年度実績に関する公文書館の監事から提出された意見ということでございます。

資料6、平成24年事業年度財務諸表。こちらには、事業報告書という冊子も付属しております。6-1でございます。

それから、資料7、平成24事業年度予算・収支計画・資金計画及び実績でございます。

資料8は、6月10日に実施されました国立公文書館運営費交付金を対象とした内閣府行政事業レビュー公開プロセスの評価及びその結果の概要でございます。参考として、後ほど御報告させていただきます。

資料9、今後の予定につきましては、最後に説明させていただきます。

それから、参考が3つございまして、参考資料1は、前回、3月4日の分科会で決定された独立行政法人国立公文書館の各事業年度の事業実績に関する評価基準ということでございます。ここに評価の目的・方法等が定められております。

参考資料2は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、公文書館に対して個別に指導のあった事項について厳格に評価するというのを再確認するために、前回の分科会に引き続きまして、再度、配付させていただいております。

参考資料3は、同じく総務省から各府省の独立行政法人評価委員会へ発出されているものでございます。評価の際に参考にいただければと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。本日は、国立公文書館から、平成24年度の業務の実績等について説明を受けることにしております。委員の皆様方におかれましては、不明な点について御質問等をしていただき、年度評価のための項目別評価表に評価を記入していただきたいと考えております。

なお、本日、公文書館の田部井監事、それから佐藤監事にも御出席いただいております。

後ほど御意見を述べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、公文書館のほうから、平成24年度の業務実績及び自己評価についての御説明をお願いいたします。

○大津次長 それでは、よろしくお願いいたします。

館の業務活動につきましては、平成24年度は、年間を通じまして、本館建物の耐震補強工事を実施したことに伴いまして、諸活動の実施に一定の制約が生ずることになりましたが、利用者へのサービスの低下を招くことにならぬよう留意するとともに、23年4月から施行されました公文書管理法に基づく新たな公文書管理制度のもとに、さまざまな新しい試みを行いながら、さらに東日本大震災の震災復興の一環として、前年度の23年度から取り組んでまいりました、津波により被災した地方自治体の公文書の修復支援事業にも引き続き積極的に取り組むなど、役職員が一丸となって事業の遂行に邁進いたしました。

それらを踏まえまして、資料1の項目別評価表の中から、24年度に館が取り組みました業務の実績の主なものについて御説明を申し上げます。なお、お手元に別途配付させていただいております資料3の24年度の業務実績報告書は、御覧のとおりページ数もかなり大部なものになりますが、業務実績の詳細につきましてはこちらに記述いたしております。また、ただいま御覧いただいております資料1の項目別評価表には、評価項目ごとにその実績欄に、資料3の実績報告書の記載箇所である該当ページを記入いたしておりますので、この実績報告書も御参考にしていただきながら評価をお願いできればと存じます。

それでは、資料1の中の評価項目の欄と指標及び実績の欄を、それぞれ対比しながら御覧いただきたいと思います。少しお時間を頂戴することになりますが、御説明を申し上げます。

まず、1ページ、評価項目の欄の1の(1)体制の整備への取り組み状況でございます。新しい公文書管理制度のもと、その初年度となりました23年度の施行実績を踏まえまして、特に閲覧の申出に伴う利用審査部門業務の質的・量的な拡大に対応するために、それに必要となる体制整備について検討を行いまして、必要とする人員の増員要求を行いました。その結果、新たに非常勤の公文書専門員2名の増員が認められました。

また、各府省から移管されてました特定歴史公文書等の収蔵量の増加に伴いまして、平成28年度には書庫が満架になることが見込まれたことから、館内に書庫機能検討ワーキンググループを設置しまして、特につくば分館の書庫の増設に加えて、書庫の満架時期を延長するための検討を行いました。

その検討結果に基づきまして、25年度予算の概算要求において、つくば分館増設のための経費を要求いたしましたが、折しも東日本大震災からの復興期間中の状況下にあることの理由によりまして、財政当局からはこの件についてはお認めいただくことがかなわず、結果としまして、つくば分館書庫の満架時期を延ばす、すなわち、こちらは書庫内の書棚を増設するための措置でございますが、その改築経費が認められることになりました。

次に、(2)のi)歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた各種基準やガイドライ

ン等の運用及び改善に関することをございます。24年度は、各行政機関においては、さきの東日本大震災に対応するために行われたさまざまな業務を遂行する過程で、多数の行政文書が作成又は取得されることになりましたが、これらの公文書をまとめた行政文書ファイルの評価選別する際の基本的考え方について、これを内閣府と共同して整理いたしまして、これらの行政文書ファイルについては、行政文書の管理に関するガイドラインの中で規定しております、特に重要な政策事項等に該当する公文書とすることといたしまして、その旨を内閣府と連名で各行政機関に通知するとともに、あわせて館主催の研修会の講義の場を通じましても、その周知を図りました。

次に、ii) 行政機関及び独立行政法人等への館の支援及び助言に関してでございます。今回の新しい公文書管理制度のもとにおいては、各行政機関は行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置、いわゆる公文書のレコードスケジュールを適切に設定する必要がありますが、その実施に当たっては、これを内閣府からの依頼に基づいて、館が各行政機関に対して専門的技術的助言のもとに、その支援を行うこととされております。各行政機関においては、このレコードスケジュールの設定に当たっては、移管か廃棄の2つの区分で整理し、その設定を行うこととされております。

まず、1点目として、公文書管理法が施行されました平成23年4月以降に作成又は取得された行政文書をまとめた行政文書ファイル等については、毎年5月ころまでにその前年度に作成又は取得された公文書の、少なくとも80から90%以上に、このレコードスケジュールを付与することを求められております。

また、2点目としまして、公文書管理法施行前に既に作成又は取得されていた行政文書ファイル等については、こちらは既に膨大な数量の行政文書ファイルが存在しているという状況のもとにありますので、保存期間の満了に近いものから計画的にレコードスケジュールを付与していくこととされておまして、こちらについては、23年度から3年以内を目途にその作業を完了することを求められております。

平成24年度における館への各行政機関からの行政文書の移管、受入れに際しましては、公文書管理法施行後初めてのレコードスケジュールに基づいての移管が行われることになりましたので、その前段階に実施するレコードスケジュールの確認作業を慎重に取り進めてまいりました。平成24年度は、公文書管理法施行前のものと施行後のものと合わせまして、約179万件のレコードスケジュールの確認について、私ども館から内閣府に対して助言を行いました。

また、今回の新制度のもとでは、保存期間が満了する行政文書ファイル等を廃棄するためには、各行政機関の長はあらかじめ内閣総理大臣に協議し、その同意を得る必要がありますので、平成24年度末までに保存期間が満了する行政文書ファイル等の廃棄同意に係る作業につきましては、こちら内閣府からの依頼に基づいて館から助言を行うこととされておまして、館は約197万件のファイルについて、その確認作業を行いました。そのうち約2,800件のファイルについては、廃棄に不同意などの意見を内閣府に対して助言をいたし

ました。

なお、この廃棄同意に係る助言の実施を行うに当たりましては、各行政機関から提出されるリストに記載された情報から迅速かつ的確に、その適否の判断を行うことが要求されますことから、リストに記載される情報内容の重要性については、館主催の研修会の場を通じて、各行政機関の職員には丁寧な説明を心がけたところです。

次に、2ページにまいりまして、評価項目の欄の一番下、v) の中間書庫業務の実施状況でございます。新制度スタートの際に館に新たに加わりました業務としての、この中間書庫業務につきましては、その2年目を迎えて、各行政機関からお預かりしております現用文書のうちの平成23年度末に保存期間が満了し、かつ満了時には館に移管されることになった文書400冊につきましては、移管元行政機関からの依頼に基づきまして、中間書庫からつくば分館に直接移管いたしました。

また、24年度に新たに中間書庫に委託を希望する文書についての業務委託意向調査を実施して検討しました結果、内閣官房と内閣府の2機関から新たに787冊の委託を受け入れることになりまして、24年度末の中間書庫への受託文書数は合計5,201冊となりました。

次に、3ページにまいりまして、(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置でございます。館は、公文書管理法に規定された条件を踏まえて、24年度は府省等の各行政機関や独立行政法人等、そして司法府からの移管の受入れを実施いたしまして、当該文書の受入後は、くん蒸、又はそれが電子公文書の場合にはウイルスチェックを実施しまして、その後、請求番号の付与、利用制限事由の有無についての事前審査を行い、分類・名称などを記載した目録を作成した上で、原則として1年以内に一般の利用に供してまいりました。

そこで、①の受入れでございますが、i) の各行政機関からの受入れにつきましては、4月20日から25日までの間につくば分館での受入れを予定しておりましたが、平成24年度は新制度のもとでの初めての移管作業となりまして、一部の行政機関において移管文書のレコードスケジュールの確定作業に時間を要しましたことから、結果として、この移管作業が12月まで断続的に続くことになりました。しかしながら、24年度に受け入れた歴史公文書等、約2万2,000冊につきましては、受入後に行うくん蒸作業などの一連の作業を全て完了し、目録を館のデジタルアーカイブに登載しまして、予定どおり1年以内の25年3月に一般の利用に供することができております。

次に、ii) の独立行政法人等からの受入れにつきましては、4法人から約1万2,000冊の受入れを9月から10月にかけて実施いたしまして、受入れから1年以内に一般の利用に供する作業を進めており、本年の8月末に一般の利用に供する予定でおります。

次のiii) の司法府からの受入れにつきましては、まず裁判文書に関しましては、1,183冊について、その受入れを12月中旬に実施し、一般の利用に供するまで1年以内とされており、今年12月までの期限を少しでも前倒しで取り組むために、現在、鋭意作業を進めておりまして、こちらも本年の8月末までに一般の利用に供する予定でおります。

また、司法行政文書の81冊につきましては、4月23日に受入れを完了し、その目録をデジタルアーカイブに登載し、既にこちらも1年以内とされた25年3月に一般の利用に供しております。

次に、5ページにまいります。③利用のための適切な措置のii) 利用請求のありました特定歴史公文書のうち、要審査文書とされたものの審査状況でございます。こちらは、今回の新制度のもとにおいて利用の請求権化に対応するために、利用審査業務を適正かつ厳密に実施する必要性が生ずることになりましたことから、ii) のアからウの24年度における要審査文書の利用請求件数1,945冊のうち、手続後に取下げのあったものなどを除きます1,811冊について、その利用決定を行いました。

これを審査日数から見ますと、アとイのところでございますが、30日以内に利用決定を行ったものが1,179冊、事務処理上、文書の中に個人情報などが多数含まれているなどの理由によりまして、さらに30日を限度として審査日数を延長したものは140冊となりました。

また、ウで、利用請求の際、一度に大量の冊数が請求されたことにより、審査日数の延長を行うことになりましたものは492冊ございましたが、このうち122冊は60日以内に審査を完了しております。したがって、60日以内に審査を完了することのできなかったものは370冊となりますが、これら審査日数の延長を行ったものは、全てその中に国の安全等に関する情報や個人情報などが多数含まれるもの、あるいは外国語で記載されているものなどがありまして、当該情報内容の確認や移管元行政機関への照会などの慎重な審査を行う必要があったものでありまして、そのために審査に時間を要したものです。

なお、これら審査日数の延長の措置をとる必要が生じたものは、全て利用請求者に対して所定の期日までに審査のできない理由、及び審査に要する期間について遅滞なく通知をいたしております。

次に、6ページにまいります。iii) 要審査文書の計画的かつ積極的な審査への取り組みにつきましては、利用頻度が高いと考えられる要審査文書は、利用請求があった際に速やかに利用に供することができるように、一例といたしますと、例えば閣議・事務次官等会議資料などを中心といたしまして、利用請求がなくとも事前に審査を実施いたしまして、利用区分を公開あるいは部分公開とする旨の利用制限区分の見直しを行いました。

次に、iv) にありますように、利用請求のありました要審査文書の処理数は1,811冊、そして利用請求を待たずに実施した積極的審査による処理数は460冊となりましたので、当初目標数としておりました1,500冊を大幅に上回る2,271冊を処理することができました。また、利用請求のあった日から30日以内に利用決定を行うものの比率を80%以上を目標とするとしておりましたが、利用請求に対する決定冊数、1,811冊のうち、大量請求のため特例延長処理している370冊を除いた1,441冊に対して30日以内に利用決定を行った冊数は1,179冊でございますが、割合からしますと81.8%となりますので、目標値の80%を達することができております。

次に、v) の利用制限等に対する異議申立てがあった場合の措置状況でございます。今

回の制度のもと、利用請求を行った特定歴史公文書等に対して、利用制限を行う旨の決定がなされた場合に、利用者はそれに不服のあるときには館長に対して異議申立てを行うことができることになりました。

新制度スタート2年目の24年度においては、1件の異議申立てが提起されましたが、当該文書には国の安全等に関する情報が含まれており、高度の専門的・政策的判断を伴うことから、移管元行政機関の長の意見を踏まえた調査・検討を改めて実施することとしたために、諮問までに一定の期間を要することになりましたが、24年度計画に明記された、90日以内に公文書管理委員会に原処分維持が適当と考えるという意見を付して諮問を行いました。本諮問に関しましては、現在、公文書管理委員会において審査中となっております。

次に、その下のvi)の館外展示の実施状況でございます。24年度は、本館建物の耐震補強工事を実施しました関係上、本館での展示会を休止することになりましたが、その間も広く国民のニーズを踏まえた展示を引き続き実施することとしまして、初めての試みといたしまして、館外に場所を移しての展示会を実施いたしました。その際、事前に展示会場を公募いたしまして、選定の結果、応募のありました中から京都府立総合資料館と大阪大学総合学術博物館の2カ所を館外展示会場として選定し、実施いたしました。また、他機関との連携した取組として、昨年、福岡県筑紫野市に開館しました福岡共同公文書館と開館記念の際の展示会を共催で開催いたしました。

これら3つの会場では、各地域にまつわる資料の展示や、当館の業務紹介などをあわせて実施するなど、館外展示ならではの工夫を取り入れました。その際、展示会場となった各施設からは、展示手法などについての有益な助言を得ることができたほか、展示や会場設営についてのさまざまな工夫や新たな試みを行うことができ、当館の展示担当者の展示に関するスキルの向上にもつながったものと考えております。

次に、7ページにまいります。viii)の館の保存する特定歴史公文書等の積極的な貸出しについてでございます。24年度は、他機関からの貸出しの申出は23機関、114冊ございましたが、全て積極的に貸出しを実施いたしまして、貸出しに必要な審査も申請書類整備後の速やかな審査を実施いたしまして、貸出決定までの平均審査日数の目標は15日と設定しておりましたが、結果といたしまして平均審査日数は7日となりました。

次に、8ページ、ix)の利用者の動向やニーズの把握、あるいは見学の受入れなど、利用者層の拡大に向けた取組状況でございます。閲覧利用統計を継続的に作成し、その集計・分析結果を業務への参考として活用するとともに、閲覧者に対して閲覧室内におけるサービスの向上及び改善を目的とした閲覧者アンケートを実施しまして、その意見内容を反映させております。一例を申し上げますと、写しの交付や特別複写の提供にかかる梱包料や送料につきましては、当該料金の値下げを実施いたしました。

また、館のデジタルアーカイブの利用状況を把握するために行ったアンケートからは、館のデジタルアーカイブの画面で、まだその一部のみの利用となっております内閣文庫資料のデジタル化をさらに進めていくことといたしました。

さらに、見学につきましては、耐震補強工事を実施しておりました本館については、工事スケジュールとの調整を行いながら、可能な範囲で積極的に見学を受け入れまして、結果としては23年度よりも多い40団体、計380名の受入れを行うことができました。なお、かねてから検討を進めてまいりました館主催による見学会についても、この25年度に実施することで必要な諸準備を取り進めてまいりました。

次に、x)の館の年間開館日数の増加に向けた検討状況でございます。館の24年度計画では、年間開館日数の増加に向けた見直しの検討を継続し、25年度における試行を視野に入れた具体的な取組を行うことが求められておりました。24年度は、耐震補強工事のため、その試行を実施することができないために、それ以降の年度の実施に向けて館内に開館日数増加に向けた検討ワーキンググループを設置しまして、休日に開館するとした際のさまざまな問題点について、その検討調整を行ってまいりましたが、本年度末の26年3月の土曜日、現時点では3月8日を予定しておりますが、当日を開館日とすることで試行的に実施することといたしました。

次に、xi)のつくば分館利用者への利便性向上のための方策についてでございます。従前から実施してまいりました、つくば分館前のバス停留所設置に向けて、要望及び説明をバス会社である関東鉄道株式会社に引き続き実施をいたしました。その結果、長年にわたる要望が実を結びまして、25年度に入りまして、つくば分館前に停留所の設置が実現いたしました。

また、つくば分館所蔵の特定歴史公文書等のうち、公開、部分公開となっております公文書等を、利用者の方にはつくば分館に出向かずとも、本館において利用していただけるように、その公文書の移送サービスを平成23年度から実施いたしておりますが、24年度の利用実績は119件、380冊ございました。

次に、10ページから11ページにわたりますが、⑤国際的な公文書館活動への参加・貢献でございます。昨年8月にオーストラリアのブリスベンで開催されましたICA（国際公文書館会議）の大会に8名の発表者を派遣しまして、被災公文書等修復支援事業を初めとする東日本大震災からの復興に向けた取組の発表などを通じて、日本のアーカイブズに関する最新情報の発信に努めました。

また、それに先立つ7月には、モンゴルのウランバートルで開催されましたEASTICA（国際公文書館会議東アジア地域支部）の理事会及びセミナーにも、当館が我が国を代表して参加いたしまして、公文書館活動に関する国際交流・協力に貢献いたしました。

次に、11ページから12ページにわたりますが、⑥調査研究についてでございます。24年度は、電子記録管理に関し、その先駆的な取組を行っております欧州の事例を中心に、電子公文書の長期保存に関する国際動向や技術動向に関する調査を実施いたしまして、その報告書を館のホームページにより公表し、広く情報の共有化を図りましたほか、12ページのii)になりますが、館の保有する特定歴史公文書等の保存及び修復に関して、特にその複製物作成に当たってのデジタル化技術の活用方法を含めての資料形態別の作業工程や、

留意事項を明らかにするための調査を実施いたしました。

この調査の結果、従来から複製物の作成の際には避けて通ることのできなかった、資料本体の解体作業が回避できる場合が増加するとともに、左右に十分開閉できない資料であっても、それを完全に撮影することが可能であることの把握ができて、これらの調査結果につきましては、館においても今後の複製物作成過程で有効活用していくと同時に、報告書を館のホームページに掲載して広く公表するとともに、修復の専門家が常勤していない地方の公文書館など関係機関においても、資料の修復に応用できる技術や考え方がまとめられているため、その報告書を送付しまして成果の情報共有を図りました。

次に、12ページ一番下から13ページにかけて、⑦被災公文書等修復支援事業の実施についてでございます。東日本大震災の発災後、23年度におきまして、地元被災自治体からの要請を受けまして、急遽、館の必要な体制を整えた上で、館の重要な任務であります歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言の一環といたしまして、被災自治体の公文書の修復支援のために、地域住民の方を対象に修復研修生として採用いたしまして、早急な修復に当たる人材を育成するための研修を館の復興事業の一環として実施してまいりました。

24年度におきましても、被災自治体の公文書については、長期保存及び今後の復興における利活用を図るためには、引き続き更なる支援も必要であることから、震災の被災を受けました岩手・宮城・福島の各県の全自治体に支援希望の有無を再度確認いたしました。その結果、23年度に支援を実施した自治体のうちの4つの自治体と、新たに2つの自治体から支援要請がありましたため、館としては24年度に引き続き、修復支援事業を実施いたしました。

24年度は、23年度に実施しました津波による水損文書の洗浄・乾燥を通じた技術研修に加えまして、破損した文書の繕いや裏打ちなどを通じた、いわゆる被災公文書の長期保存に必要な措置を講ずるための研修を、同じく地域住民の方を対象に採用しました修復研修生に対して実施いたしまして、大きな成果を上げて被災自治体に貢献させていただきました。

次に、(4)研修の実施その他の人材の養成に関する措置でございます。公文書管理法の施行に伴いまして、館には、行政機関及び独立行政法人等の職員に対して、歴史公文書等の適切な保存及び移管を行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施することが、その任務として与えられました。そのため、従来実施しておりました研修内容の見直しを行いまして、主に行政機関及び独法などの職員を対象に、いわゆる現用文書管理を対象とした公文書管理研修と、国及び地方自治体の公文書館等の職員・専門員を対象に、非現用文書管理を対象としたアーカイブズ研修の2つの研修を設定しまして、24年度もそれぞれ計画的にこれらの研修を実施いたしました。

具体的な開催実績につきましては、それ以降のところをわたり、記載させていただいておりますが、24年度においては、これらの研修への年間延べ受講者数の目標を、年度計画

において350名程度を目標とするとしておりましたところ、その数値をはるかに上回る、延べ人数で1,094名の方々が受講される結果となりました。この受講者数が当初予想しました人数よりも大幅に上回ることになりましたのは、24年度は公文書管理法施行後2年目に当たりまして、各行政機関等の制度の運用に係る実務上の各種課題への関心が集まりつつあることが原因してのことであろうかと推定されます。

この先しばらくの間は、この種の研修への多数の参加が見込まれますことから、受講者の推薦機関の希望を踏まえまして、特に現用文書管理を対象とした公文書管理研修につきましては、今年度、25年度においては、具体的な受講者数の受入れ目標値を設定することなく、積極的に受講者の受入れを行うことを目標としたところでございます。

次はアジア歴史資料センターの関係になりますので、本日、同席しておりますセンター次長のほうから御説明申し上げます。

○田中アジ歴次長 それでは、アジ歴の業務実績につきまして、私から引き続き御報告申し上げます。アジ歴では、従来から大きく分けて2つの柱で業務を推進しております。1つ目がアジア歴史資料のデータベース構築であり、2つ目が利活用の推進でございます。

まず、1つ目の柱につきまして御説明いたします。15ページをお願いします。

(5) ①アジア歴史資料データベースの構築の i) でございますが、これについては、平成23年度中に、3機関との間で今後もアジ歴事業の遂行のために必要な協力を行うことなどの認識が共有されるとともに、各年度におけるデータ提供数については、各機関の予算確保の状況を踏まえつつ、年度ごとに定めるとの合意がなされています。

このことを受けて、昨年12月20日にアジア歴史資料整備担当者会議を開催するなど、3機関との間で協議を行いました。その結果、平成25年度については、国立公文書館から約42万コマ、外務省外交史料館から約16万コマ、防衛省防衛研究所から約40万コマが提供されることとなりました。なお、3機関の間では、平成26年度以降についても資料の提供が継続されるなど、協力関係が継続されることについて確認されております。

次に、ii) デジタル画像の受入れ及び公開の状況等についてですが、平成24年度は3機関から合計約211万画像を受け入れました。また、平成23年度中に受け入れた約160万画像についても順調に作業が進み、全ての画像について受入れ後1年以内の公開を行うことができました。この結果、24年度末時点での公開画像総数は約2,600万画像となり、こちらも目標達成することができました。

次に、iii) の既公開データの遡及点検状況、及びiv) の検索精度向上に向けた取組についてです。これらについては、データベースの質の向上を図るための重要な取組と考えておりまして、平成24年度も引き続き作業を行いました。

まず、既公開データの遡及点検ですが、ユーザーからの指摘などをもとに確認作業を行いまして、目録データの修正や未読文字の判読など1,137件の修正を行いました。あわせて、目録データの画像数とデータベース上に実際に登録されている画像数が一致していない資料をリストアップするプログラムなどを開発しましたので、これを活用して今後の遡及作

業を効率的に進めていきたいと考えております。

次に、検索精度向上に向けた取組として、辞書機能の向上を図るため、同義語や表記揺れの充実を、特に人名・地名などを中心に追加を行いまして、より広範な検索ができるようにいたしました。

その下、②アジア歴史資料センターの利活用の推進を御覧ください。ここからが最初に申しあげましたアジ歴としての2つ目の柱であります。

i) 利用者の利便性向上のための取組のア、リンク網の充実等についてです。16ページが一番上です。提供資料の拡大を図るための取組として、他機関においてデジタル公開されているアジア歴史資料の画像へのリンクを構築するという取組に向けた準備作業を行いました。そのリンクとは、単純なホームページ間のリンクではなく、アジア歴史資料データベースの目録データから、他機関が公開している資料画像に対して資料単位でリンクを行うというものでございます。

この方式によりますと、資料検索はデータベース上で、資料画像閲覧はリンク先機関のホームページでという形になります。また、一般的な横断検索と異なり、アジ歴が従来から提供してきた検索精度を維持しつつ、幅広い資料提供を行うことが可能になります。

この取組の成果として、本年5月末には国立大学法人琉球大学附属図書館との連携により、同館がデジタル公開している宮良殿内文庫をアジ歴で検索し、資料画像を開くことができるようになりました。今後も、対象とする資料や機関の検討を進め、連携の枠を広げてまいりたいと考えております。なお、本件は、昨年度の評価委員会分科会において、御厨前分科会長からも積極的に取り組むよう御示唆をいただいた提供資料の範囲拡大への取組でございます。

恐縮ですが、便宜的に1つ先に説明させていただきまして、ii) アジア歴史資料センターの理解促進のア、リーフレット配布、デモンストレーションの実施などについてを御覧願います。アジ歴の利用拡大を図るための取組としては、平成23年度に調査を実施し、利用者層別の取組を行うべきである旨の取りまとめが行われたところですが、平成24年度はそれを受けて、全国の図書館・博物館の職員を対象とした取組を重点的に実施いたしました。具体的には、全国の図書館協会の会合に参加して、アジ歴の紹介を行う取組を合計で37回実施いたしました。

この会合への参加に加えて、各協会の加盟施設宛てにアジ歴を紹介するリーフレットやポスターを郵送いたしました。これは、地域における歴史資料や情報の専門家である図書館・博物館の職員から、学校教員や類似機関の職員、さらには各施設を利用する一般の人々にもアジ歴を紹介してもらえるよう、二次的な広報効果を期待して行ったものでございます。

なお、ポスターにつきましては、アジ歴を紹介するポスターのほかに、地域の博物館等の協力を得まして、その県にゆかりのある人物等が登場するものなどを作成するなど、利用者に興味を持ってもらえたり、長期間掲示してもらえそうな工夫を行いました。

ここで1つ上に戻らせていただきまして、i)、イ、アンケート調査の実施を御覧願います。ただいま御報告申し上げさせていただきました、図書館・博物館向けの広報は、幅広いユーザーの獲得につながると考えられ、平成25年度も引き続き実施しておりますが、その取組の成果を確認するとともに、今後の事業の参考にできるように、図書館・博物館の職員を対象としたアンケート調査を行いました。その結果、今回のアジ歴紹介によってアジ歴を初めて知ったという職員が相当数いたこと、今後の利用拡大に向けて、データベースの整備やコンテンツの拡充が期待されていることなどが明らかになりました。

それでは、申し訳ございません、2つ下に進んでいただきまして、ii)、イ ホームページ上のコンテンツの充実についてでございますが、新規のインターネット特別展といたしまして、昨年4月に「知ってなるほど明治・大正・昭和初期の生活と文化」、本年1月に「知っていましたか 近代日本のこんな歴史」を公開いたしました。これらの特別展では、中高生を中心とした若年層も親しみやすい内容や構成とするようにいたしました。このほか、歴史上の出来事や用語に関係する資料を簡単に紹介するアジ歴トピックスの項目追加も行ったほか、高等学校の日本史や世界史の授業で使うことを想定した社会科授業用リストについても、より使いやすくなるように大幅な改修と項目の追加を行いました。

次に、ウ、ニューズレターの配信についてですが、日本語及び英語によるアジ歴ニューズレターを3回発行し、アジ歴の取組や新規公開資料を紹介するなど、利用の推進を行いました。特に今年度は、図書館・博物館広報に際して、ニューズレターの配信登録を積極的に呼びかけた結果、配信登録者数が増加し、創刊時の約2倍にすることができました。

アジ歴からは、以上でございます。

○大津次長 それでは、続きまして、再び私のほうから、館の業務に戻りまして、16ページ下段から17ページ以降になります。2の業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置につきまして、17ページの(2)で、中期計画を踏まえまして、人件費を除く一般管理費及び事業費の総額の削減を図るために、不断の事務・事業の見直しを着実に実施するとともに、各種契約の適正化により経費の削減を図るなどの措置を講じた結果、24年度の一般管理費及び事業費の総額は、23年度と比較いたしまして、6,800万円、6.3%の削減を行うことができいております。

また、(3)の役職員給与の見直しにつきましては、こちらも国家公務員の例に準じまして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴い、館の役職員給与の関係規定を改正いたしまして、それに基づく給与の見直しを実施いたしました。

最後に18ページでございますが、7の(1)施設・設備に関する計画では、既に申し上げてまいりましたが、22年度から着手いたしておりました本館建物の耐震補強工事を、24年度末である、本年2月までに無事終了いたしております。

以上が24年度に実施いたしました業務実績内容の主なものでございます。

続きまして、少し長くなりまして恐縮でございますけれども、資料4を御覧いただきたいと存じます。こちらは、昨年、当評価委員会から23年度の業務実績の評価をいただきま

した際に、併せて全体で19項目にわたる御指摘をいただいております。この御指摘に館がその後、どのような取組を行ってきたのかについて、ここにまとめさせていただいた表がございます。ただいまの項目別評価表の業務実績の内容と、重複する箇所も幾つかございますが、それぞれの対応状況の要点を御説明申し上げます。

まず、1の体制整備の検討につきましては、状況の変化や新たな課題に対応して、各課・室の体制の整備に取り組むことを望むとの御指摘をいただきました。

24年度は、先ほどの項目別評価表の中でも御説明申し上げましたように、公文書管理法施行から2年目を迎えての実績を踏まえまして、利用審査部門業務の質的・量的な拡大に対応するための体制整備について検討を行いまして、その体制の充実強化のために、この分野の職務に従事する公文書専門員の増員についての予算措置要求を行いまして、結果として2名の非常勤専門職員の採用が認められました。

次に、2の中間書庫業務につきましては、公文書管理法が企図する公文書管理の在り方の向上のために大きな意義があり、その業務が開始されたことを評価するとのお褒めのお言葉をいただきましたが、さらに今後の各省庁への拡大・拡充策を講じていくことが課題であるとの御指摘も併せていただきました。

平成24年度は、各行政機関から787冊を新規に受託しておりまして、その全体の受託者数も対前年度と比較しまして290冊増加いたしております。各行政機関には、25年度以降の委託希望調査を実施するとともに、各省庁が独自で行う集中管理の実施状況についての情報収集も併せて行いながら、今後の中間書庫利用のニーズの把握に努めております。今後も収容スペースの拡充や各行政機関の希望に対して、きめ細かな対応を行いながら、中間書庫業務の拡大・拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、3から5までの歴史公文書等の受入れにつきましては、3において、法人文書、特に国立大学法人の文書の受入れについては、内閣府との調整を踏まえて、当該大学の関係者に対して適切な説明と対応を行うようにとの御指摘をいただき、また4において、立法府からの受入れについても、内閣府への支援については、これを継続して取り組むように、さらに、5において、民間からの寄贈・寄託文書については、関係機関との連携・情報交換を行うようにとの御指摘をそれぞれいただきました。

まず、3の国立大学法人を含む、いわゆる関係文書に関する取組につきましては、24年度末までに保存期間が満了する法人文書ファイル等の当館への移管に関する意向調査を実施いたしました。

また、特に御指摘のありました国立大学法人文書の受入れに向けた館の取組につきましては、館が実施する研修や内閣府の開催する法人関係者への連絡会議の場を通じまして、歴史公文書等の移管の趣旨や選別に係る考え方などについて説明を行いまして、今回の新制度のもとにおける法人文書の位置づけ等について、その周知を図ってまいりました。

なお、公文書管理法に規定された、いわゆる国立公文書館等の名称で呼ばれる指定施設の設置を目指して、その検討を行っている国立大学法人からの問い合わせに対しましては、

必要な情報提供はもちろんのこと、館の施設見学の申し出に対しても、これを積極的に受け入れるなど、大学における歴史公文書等の保存の取組にも最大限の支援を行っております。

4で御指摘をいただきました立法府からの歴史公文書等の受入れにつきましては、現在、行政府側の内閣府と立法府との間の協議が継続されておりますが、その際の館の専門的技術的助言を行うという立場からの支援につきましては、今後、両機関が相互に情報交換を行っていくに当たってのテーマとなり得る事項について、検討を行いました。

また、立法府の職員に対しても、館の実施する研修会の場に参加していただきまして、歴史公文書等の移管の意義や、その趣旨に関する理解を深める機会を提供させていただいております。今後も引き続き、専門的知見を生かした助言を行うという館に与えられた使命を果たす意味からも、内閣府を支援する取組を継続してまいります。

5の民間からの寄贈・寄託文書についての関係機関との間の連携・情報交換につきましては、現在、関係機関がメンバーとなります歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議が設置されておまして、その場を活用いたしまして資料の寄贈・寄託の問題をテーマに取り上げまして、実務的な情報交換を行っております。今後も、この連絡会議の場を利用して、民間からの寄贈・寄託文書を含む歴史公文書等の情報ネットワークづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、6の利用のための適切な措置に関しましては、不服申立てへの今後の新たな対応について、館全体で適切に情報共有を図るなど、組織的に対応を図るようにとの御指摘でございました。公文書管理法の施行に伴いまして、館内の文書の取り扱いに関する各種規程やルールの見直しを含めて、そのチェック機能を強化するとともに、幹部会等の場を利用いたしまして、不断の情報共有を図っております。

次に、7の利用の適切な措置の観点からの常設展示に代わる月替わりの企画展を実施したことに関しまして、こちらも一定の評価をいただいておりますが、入場者数の前年比較の分析結果を今後の展示会などの開催に活用してはどうかとの御指摘をいただいております。

展示会は、館の所蔵資料を多くの方々を対象に、その興味・関心を喚起する一助にするために、これまで開催してきておりますが、平成23年度までにはこの展示会に来場される方々の約半数が東京都区内、特に23区内の方々に占められておりました。

24年度は、先ほど来申しましたように、本館建物の耐震補強工事を実施した関係から、本館での展示会は休止することになりましたが、その機会を利用いたしまして、館の開館以来、初めての館外展示会を開催いたしました。このことによりまして、これまで館になじみのなかった他の地域の方々に対して、当館の所蔵資料を紹介することができました。この経験を踏まえまして、25年度からは、再開いたしました本館における展示会の開催と併せて、地方においての館外展示会を今後も引き続き実施していくことといたしました。

次に、8の地方公共団体等との連携強化の取組につきましては、先方からの依頼に対応

するだけでなく、館からの積極的な働きかけに期待するとの御指摘をいただいております。

館では従前から、地方公共団体との緊密な連携協力を図るために、先方からの依頼に基づきまして、当該地方公共団体の主催による講演会などに館の役職員を講師として派遣いたしております。

さらに、館からは、毎年開催いたします全国公文書館長会議を通じて、各公文書館はもとより、公文書館の設置を検討中の地方公共団体等も含めて、関係機関相互の緊密な連絡を図るために積極的な働きかけを行っております。加えて、全国の地方公文書館や国立大学法人設置の公文書館のデジタルアーカイブ化推進に向けての説明も実施いたしております。24年度は7館の公文書館に対して当方から出向いての説明を行いまして、そのうち福岡共同公文書館など3館との横断検索による連携が実現いたしました。

次に、9の国際的な公文書館活動への参加・貢献について。諸外国の公文書館等に関する情報収集と、その公開に取り組むことを期待するとの御指摘をいただきました。諸外国の公文書館等の最新の取組につきましては、常に積極的にその動向調査を実施いたしております。その調査結果や内容を館が発行します研究紀要などに掲載するとともに、館主催の研修を実施する際に、配付資料にもその内容を反映させるなど、その公開に努めております。

次に、10の調査研究につきましては、研究課題の精査と研究環境の整備について、より一層の努力に期待するとの御指摘をいただきました。調査研究を実施するに際しては、資料保存などへの活用や利用者の利便性向上に資する観点から、課題を精査いたしております。また、研究環境の整備につきましても、館内に調査研究会議や、その下に分科会を設けまして、関係者間の情報共有と調査研究業務の計画的実施を図ったほかに、研究課題に応じて外部有識者を招いて、その知見等を活用するなど、研究環境の整備に努めております。

次に、11の研修の実施その他の人材の養成に関する措置、14の人事管理のあり方に関する検討、16の専門職員の調査研究能力の開発、18の公文書管理法の施行による館のより一層の体制整備の取組の各項目に関する御指摘につきましては、これらの各御指摘に更なる的確に対応するために、館に設置されております公文書管理制度を支える人材養成等のプロジェクトチームにおいて現在検討を行っております。25年度においても、これらの諸課題については、館に課された重要課題と位置づけまして、現在、引き続き取り組んでいるところでございます。

次に、12のアジア歴史資料のデータベースの利活用の推進に関しましては、利活用の促進のために、いわゆる3機関、国立公文書館、外務省の外交史料館、そして防衛省の防衛研究所の3機関でございますが、この3機関以外からの情報提供を受ける方途の実現に期待するとの御指摘をいただいております。情報提供資料の拡大を図るための取組といたしましては、先ほどセンター次長のほうからも御説明がございましたが、新しくリンクによ

る情報提供方式を導入することによりまして、24年度はその実施に向けた準備作業を行ってまいりました。その成果として、ことし5月に琉球大学附属図書館との連携による情報提供を開始することができております。

次に、13の公文書管理法の施行による業務が拡大する中で、業務の効率化が本来の国民サービスの低下を招来しないよう留意するようにとの御指摘をいただきました。館の業務を遂行していく過程で、従前から実施している業務方法を効率化させながら拡大する業務にも的確に対応してまいっております。

その一例を挙げますと、複製物の作成につきましては、その一部を原本の紙資料から直接デジタル化を行う方法によりまして、その効率化を実施いたしました。これによりまして、作成された複製物の館のデジタルアーカイブの画面から、フルカラーによる高画質のデジタル提供が可能になるなど、利用者の利便性の向上にも寄与することになりました。

さらに、別の一例といたしましては、さきの業務実績のところでも御説明申し上げましたが、被災地で実施いたしました被災公文書の修復支援事業に関しましても、この修復事業はそもそもその自治体自らが行わなければならない直轄事業と捉えることができるわけですが、被災した自治体の公文書の修復作業を、その自治体に代わって館が直接手がけるというのではなくて、自治体の職員や地元住民の方々に対して、修復に必要な手法を伝授するという方法を採用いたしまして、その際にも、あくまでも自治体からの意向を踏まえて実施するなど、当該支援業務の効率化を念頭に置きながら、本来の館利用者のサービスの低下を招来することにならないよう留意して実施してまいっております。

次に、15の館の業務運営の改善に関して、引き続き不断の情報収集や新たな工夫の創出等により継続的な取組を行うようにとの御指摘をいただきました。従前から、5年間の中期目標を踏まえての中期計画、及び各年度計画、さらに年度計画を踏まえての四半期ごとに各担当課・室が業務実施計画表を作成しまして、役員会及び幹部会において、その執行状況の検証と評価、並びにその達成度を把握することで、それを業務の運営に反映させております。また、25年度計画の策定に当たりまして、24年度の業務実績を踏まえて、事業の達成状況や課題を事前にモニタリングいたしまして、25年度計画の策定に反映させております。

次に、17の業務内容の評価委員会への報告については、より一層の具体性を持たせることが期待されるとの御指摘をいただきました。この御指摘を踏まえまして、24年度の実績報告では、より具体的に業務内容を説明させていただくために、業務報告書のフォーマットの変更や、必要に応じて紙面の中に写真や概略の図表等を掲載・添付するなどの工夫を行ったところがございます。具体的には、本日お手元に配付いたしました資料3の報告書を御覧いただければと存じます。

最後に、19の国立公文書館が全国の公文書館の活動・取組に対してのフロントランナーとしての役割を担うように期待したいとの御指摘をいただきました。公文書館制度の円滑な運用を図るために、毎年、全国公文書館長会議などを開催して、直面する諸問題につい

て協議を行うとともに、常に相互に緊密な連絡を図っておりますが、今後とも引き続きその連携を図ってまいりたいと考えております。

対応状況については、以上でございます。さきの項目別評価表と併せまして、御評価のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、監事のほうから御意見のほうをお願いいたします。

○佐藤監事 監事の佐藤でございます。業務の執行につきまして、私から御意見を申し上げたいと思います。

平成24年度業務につきまして、前監事からの申し送り、また24年度業務の監査の書類及び監事監査報告書を見た限りにおきましては、公文書館の業務は大筋で適切に遂行されていると判断しております。なお、今後、より適切に公文書館の業務を遂行するに当たりまして、2点、気になる点がありましたので、ちょっと申し上げておきたいと思います。

1つは、公文書館の書庫が近い将来、満杯になるということで、25年度の予算につくば分館の増築費を要求しましたが、認められなかったということで、代わりに収蔵量を増やすための改修の経費が認められたということが先ほどの説明にございましたが、改修したとしましても、そんなに長い間、もつわけではございません。歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るという公文書館の目的を遂行するためには、恒久的な書庫の確保といたしますか、それをどうするのか。できるだけ早く方策を立てる必要があると思っております。

2点目は、デジタルアーカイブでここにいろいろ保存されているもののうち、一定のものはインターネットで見ることができるということではありますが、平成24年度に閲覧した人の数が四千五百数十名であったかと思えます。公文書館の利用をもっと促進する必要があるのだらうと思っております。公文書館がこういう目的で設置されておるといことと、閲覧ができるということをより広く認知していただく必要があると思っておりますので、そのための方策をできるだけ早く工夫していただきたいと思っております。

以上でございます。

○田辺分科会長 どうもありがとうございます。

加藤新館長、御到着でございますので、一言御挨拶を賜ればと思います。

○加藤館長 館長の加藤でございます。大事な会議によんどころない用事がありまして、遅れてしまいましたこと、まずお詫び申し上げます。

私、6月1日付で高山前館長の後を受けて館長に就任いたしました。私、民間の経済界の出身でございますが、この分野ではこういう前歴のある者がこの職務に就くというのは初めてのことのようでございますけれども、これまでとは違った新しい目で館の運営について考えていきたいと思っております。特に、これまでにも御指摘のありました業務の効率化の問題ですとか、一般の方々への広い利用促進という問題について、私なりの新しい目で職員の皆さんとよく話し合いながら進めていきたいと思っておりますし、何よりも

施行後、余り日経っていない公文書管理法の適切な運用といいたししょうか、流れをしっ
かりしたものにするということが当面の任務だと思っております。まだ1ヶ月半ですので、
余り大きなことは言えませんが、今後、そのようなスタンスで仕事を進めてまいり
たいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、今まで御説明のほうを承りましたけれども、御質問等ございましたら、是非
よろしくお願ひ申し上げます。どなたからでも。では。

○大隈分科会長代理 それでは、3点ほど簡単に教えていただきたいのですが、ま
ず1つ目が、こちらの項目別の2ページ目の一番下ですね。今、資料4の2のところでも
御説明があったかと思うのですが、中間書庫業務につきまして、先日、私も見学を
させていただきましたが、本当に一等地のすばらしいところに、すばらしいビルの中に、
衝撃、かなり驚くぐらいのきれいさだなという印象を持ったのです。まだまだこれからか
と思うのですが、今後の取組について、ここが一番重要ではないかということをお
話していただければというのが1点目でございます。

続きまして、項目別評価表の8ページになるのですが、2つ目のボックスの見学の受入
れ拡大に向けた取組状況ということで、今回、耐震補強工事を実施していた関係で、本来
でしたらちょっと少なくなるかなと思ったら、そうではなく、逆に増えたということで、
これは実際には見学が可能である日がかかなり少なくなったのでしょうか。それにもかかわ
らず、とても多くなったのか、そのあたりをもうちょっとお話をいただけたらと思ひます。

最後でございますが、13ページの3個目、こちらは96ページも拝見しているとわかるか
と思うのですが、簡単に、大きく分けると、現用文書と非現用文書の公文書管理研修とア
ーカイブズ研修の2つになるかと思うのですが、1,094名ということで、こちらも目
標を大きく上回って、制度の運用とともにだんだん関心が高まったという御説明を受けた
のですが、大きく、どちらがどういう感じの状況になっているのかをお話していただ
ければと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○田辺分科会長 では、事務局のほう、よろしくお願ひします。

○大津次長 順不同で恐縮ですが、一番最後の研修のところですが、人数が非常に増えた
というのは、私、ちょっと舌足らずだったのかもしれませんが。いわゆる現用文書管理の公
文書管理研修、行政機関あるいは独法の職員の方を対象とする研修の人数が大幅に増えた
ということです。過去は、まさに本日、分科会の開催されているこの部屋で研修を実施す
るという程度の人数で足りておりましたのが、今回の場合ですと、延べで1,000名を超える
ということございまして、急遽、外部の会場を探しまして、そこを会場として実施する
という規模で、人数が大きく膨らんだ研修に発展したということでございます。

それから、中間書庫の重要な点というのは、先ほども御説明申し上げましたように、各

省庁に対して委託する希望がどれだけあるのかという調査を私どもが毎年行いまして、それによって移管、お預かりする計画等を立てていくということになりますけれども、先日、委員の皆様にご視察いただいた、あのような施設の中で取り組んでおります。あそこは民間の企業が一定の場所を私どもに契約で貸し与えているということですのでございますから、今後、仮に各省庁から現用文書としてお預かりする文書が非常に冊数が多くなってまいりますと、今のスペースはもう少しで満杯という状況ですから、そのようになりますと、さらに別のところを考えないといけなくなるということですのでございます。

別途、民間との契約ということですのでございますから、契約年数ごとに入札制度と申しますように、一定の業者だけに固定した契約ができないという制度のもとにありますから、その都度、契約を新たに締結するための入札を行わないといけぬ。そういたしますと、仮にですが、違う業者が落札することになりますと、また別のところに全体を移さないといけぬことになります。しかも冊数が多くなればなるほど、その文書の全体が大移動ということになりますから、そういうことになるとどうなるのかなというのが一つの問題としてあると思います。

ただ、中間書庫業務は、今回の新しい制度で私どもに新たに与えられた業務でございますから、私どもはそれを適切に執行してまいりたいと思っておりますが、去年の御指摘の中にもありましたように、非常に評価するとおっしゃっていただいている。各省庁からしますと、毎年、かなりの文書が行政文書として作成される。それを保存年限が満了するまでの間は適正に保存しないといけぬ。現用文書の段階からしっかりと保存していかなければいけないことになりましたので、自省庁で保存、保管するスペースが広いところがあればよろしいのですが、なかなかそういうスペースがとれない省庁にあっては、ややもすると保存状況が非常に悪いところに保存されて、劣化あるいは破損若しくは散逸という危険もあるわけです。

そういう意味では、私どものほうでお預かりさせていただくと、集中管理という観点から、中間書庫というのはすばらしい制度ではないかと思っております。この制度を各省庁に十分に活用していただきたいというのが私どもの希望ですが、そうすると、量が増えてくると、先ほど申し上げたような問題が起こってまいります。

それから、見学のことですのでございます。これは、御案内のとおり、昨年、耐震補強工事を実施しておりまして、館の建物で毎日工事が行われていました。その間も閉館するわけにはまいりませんでしたので、閲覧業務を実施いたしました。

余談ですが、御案内のとおり、ここの2階が閲覧室になっておりますけれども、2階にも耐震補強工事を施す関係上、一定の期間、2階を閉鎖すると言うのでしょうか、使えなくなった期間がございましたので、その間、閲覧業務を休止するかというと、それもかなわない。利用者の方々の利用の観点から問題があるということで、閲覧室全体を4階のこの場所に移しまして、臨時の閲覧室として、ここでやらせていただいたということで、かなり工夫しながら館の運営に努めてまいりました。

したがって、工事期間中ではありましたけれども、その工事も建物全体を同時にやっているわけではなくて、要所要所でやりますので、そういったところを勘案しながら見学も受け入れることができたということをごさいますて、かなり工夫しながら、私どもも館の運営に心がけさせていただきました。結果として、統計をとってみましたところ、23年度と比較して見学においでになられた方の人数も増えていたということをごさいます。

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。今の点に絡んで1つ、御質問なのですが、中間書庫業務に関しまして、入札というのが出てくるのだらうと思えますけれども、これは債務負担行為などは使っていらっしやらないのでしょうか。それで、多年度にして、動かすといういろいろなリスクもありますので、そんなことも可能かなと思うのですが、けれどもね。

○大津次長 担当のほうから。

○国立公文書館 中間書庫の賃貸借契約につきましては、4年間の契約ということで長期継続契約になっております。

○田辺分科会長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょう。どうぞ。

○笠委員 今の中間書庫の件なのですけれども、理念としてすばらしいということは理解できるのですけれども、私も前回から参加した者なので理解が不十分なところがあると思うのですけれども、見せていただいた限りで申し上げますと、ここにも2機関、内閣官房と内閣府という身内のようなところからは文書が来るけれども、それ以外のところからは誰も預けてくれない。前年当初からのトレンドを見ると、だんだん活用されなくなっている傾向にあると。

そして、非常に一等地にあつて、昨年度、何人使いましたかと伺いましたら、確かお二人と言われたと思うのです。そういうコストパフォーマンス、benefit/costで言うと非常にまずい状態にあつて、もし理念としてすばらしいと評価委員会の方がおっしゃるのであれば、それは、理念はいいけれども、実施のプログラムが悪いということになるのだと思うのです。実際に私が知っている範囲でも、各省庁は今、自前で自分たちの文書を置くところを改築しています。ですので、全然預ける気はないと思うのです。

そういう中で、これはパイロットプログラムだとお伺いしていたので、パイロットだからそういうふうに一等地に入札でということだらうと思うのですけれども、確かに5年で、また次、入札で場所が変わったら運搬費が生ずるみたいなことがあると思うのですけれども、アイデアと実際のパフォーマンスとのずれをどういうふうに埋めていくかということをごちらで考えていただかないと、そこそが大事なのではないかと私などは思います。なので、トレンドとしては使われなくなっていると私は認識していて、それが正しいのであれば、そのギャップをどのように埋めるという方向で考えておられるのかということが1点と。

あと、全般のほうで、数値目標はないのだけれども、いろいろな数値を実績のところ

書いていただいているところがあるのですけれども、私のように、今日2回目で、田辺さんたちと余り変わらないのですけれども、拝見すると、数値目標がなくデータだけあっても評価はできないのですね。A、B、C、Dの評価基準で、全部Aと一番上に張りついているのですけれども、実際にはAかBかというところを判定することになるのだらうと思います。できれば、数値目標が計画に盛り込まれていない部分については、前年、前々年度の数字を出していただくと、いろいろなところに書いてある何冊受け入れたということが、どういう意味を持つのかということが分かると思います。

例えば3ページの真ん中あたりのii)で、4法人から法人文書1万2,184冊とか、その下のところに計1,183冊とか81冊とか、数字がいっぱいあるのですけれども、そのインプリケーションが私にはよく分からなくて、数値目標がある分についてはそれで評価できるのですけれども、そうじゃないところはそういう数字をいただけるとありがたいということが1つです。

それから、多くて申し訳ないのですけれども、入館者が余り増えないというお話だったので、8ページあたりのお話を伺っていると、土日は原則お休みということなのですか。

○大津次長 はい。

○笠委員 東京都内の人しか来ないということからしても、土日に開けないで入館者が少ないと言われても、それはそうだろうという気がするのですね。この間のテレビとかを拝見すると、すごく貴重な歴史的な資料をたくさんお持ちで、土日とかに開けて、そういう情報をオープンにしたら、観光客とかも来られる。場所的にも非常にいい場所にありまし、隣の建物とかと連携して、歴史の好きな人にとっては非常に貴重な資料があるのではないかと思うので、土日の開館ということを考えられてはいかがかと思うところです。

あと、先ほど御指摘のあった公文書管理研修について非常にニーズがあるということで、私は逆に、この項目別評価表の評価基準のA、B、C、Dだと最高でもAしかなくて、ほかの省庁の独法だとこれにSがついていたりするところもあります。目標を非常に大きく超えて達成したとか、非常にパフォーマンスがよかったときにはAを超えてSという成績のつけ方ができるといいのかなという気も、それはちょっと言い過ぎかもしれないですけれども、感じとして思いました。

それと、多くて済みません、もうそろそろ終わります。アジア歴史資料センターのことについて、私、不勉強で業務についてほとんど存じ上げないので、とんちんかんなことを申し上げるかもしれないのですけれども、今、アジアの歴史、日本は特に北東アジアの国々と歴史について争うことが非常に多いわけで、それについて政治はやらない、アカデミックに任せるといことなのですから、そういう資料がもしおありであれば、こういう資料がある。昔の地図とかでもいいし、あるいは従軍慰安婦の問題もそうだろうと思いますけれども、独立行政法人で政府との距離が近いので微妙なのかもしれないですけれども、我々がこういうことについて本当はどうかということネットとかで調べたりするときに、

怪しげなサイトはいっぱいあっても、きちんとしたサイトがなくて、それは多分国際的に外国の人たちはどっちの言い分が正しいのだろうと思って調べるときにも、同じことにぶち当たるのだと思うのです。

だから、アジア歴史資料センターのお仕事の中に、英語できちんとした歴史的な資料というものをアップしていくということをされるというのは、独法として一定の独立性がある組織として、しかも国益にもかなうし、無茶を言えと言うのではなくて、本当のデータを示して、我々が例えば授業などで、こういうことでディベートしようと言っても、エビデンスがないので、誰々さんの考えみたいなところにしかたどり着かないので、そういうところに貢献していただくことが可能なのかどうかということについても、お伺いしたいと思います。

たくさんになりました。

○田辺分科会長 よろしく願いいたします。

○齋藤理事 中間書庫のお話で、御指摘、確かに利用の拡大を考えなければいけないと我々は思っておるところでございます。トレンドとして減っているかということ、減ってはいないと思いますけれども、特定の省庁に偏っているのではないかという御指摘はあると思いますので、それは、我々のプログラムでなお不十分なところがあるのかというのは、今後検討しかなければいけないなという認識を持っております。

それから、利用の拡大に向けての土日の開館の検討ということは、これは当然検討されるべき話だと認識しております。ただ、その際に一番ネックになりますのは、私どもの館が持っている機能の半分は国民への展示機能なのですが、半分、行政機関としての各省庁の文書管理に対する働きかけ、助言機能を持っております。普通、博物館、図書館ですと土日を閉館いたしまして、その代休として月・火などに休館日を設けておるのですが、そのところの兼ね合いをどう考えるかというのはなかなか難しいところがあつて、それが今の我々の検討の状況だと思っております。各行政機関と交渉・調整するためには、平日に休館日を設けるのはなかなか難しい現状があろうと思っております。

○笠委員 外国の、例えばブリティッシュミュージアムとかだったら、ずっと開いています。

○齋藤理事 それは、当然それだけの体制をとっているということがございます。

あと、春・秋の特別展におきましては、土日の開館というのを一定期間実施しておるといふ工夫は、もちろんやっておるところでございます。

○大津次長 1点、補足をさせていただきますと、中間書庫のお話が笠先生からございました。これ、私の認識が間違っていると申し訳ございませんが、先ほど、預けたけれども、利用が2名しかないというお話でございましたけれども、あくまでもお預かりしているのは、本来であれば各行政機関が自分のところで作成した文書で、いわゆる現用文書でございますから、自分のところで保存期間が満了するまでの間保管していただくことが一番良い訳であります。

ところが、先ほど申しましたように、スペースの関係とか、さまざまな理由から自分のところに置けないので、そのままにしておく場合によると散逸する、あるいは劣化を早めるということにならないようにするために集中管理してほしいということで、その依頼で私どもがお預かりして保存・保管するということでありますから、仮に2名、2つの省庁からしか預け入れした文書の利用がなかったとのことでしたが、それはそれでよろしいのではないかと思います。本来は、一定期間保存するための機能の役割を果たすのが中間書庫で。

○笠委員 私の理解ではそうではなくて、それだったら、あんな一等地にある必要はないわけで、そのときには使うためにあそこに置いてあると伺いました。じゃなかったら、それこそ山の中でもいいわけですね。

○加藤館長 おっしゃるとおりで、中間書庫というのはまさに中間の話でして、霞が関の各省庁に近い場所に置けば、現に書類を扱っておられる方がいつでも点検、チェックに来られるだろう。だから、近いところに置こうということで、わざわざ虎ノ門に置いたのです。ただ、私が聞いたところでは4人だったと。その程度の話で、そうするとあそこに置いておく意味があるのか。もうちょっと遠いところで、安くて広いところもあるじゃないかということがありますけれどもね。

それは、最初に次長が申し上げましたように、各省庁の中間書庫の利用に対する考え方について、我々とこれからよくすり合わせて、先方の御意向が中間書庫をもっと使いたいのだということであれば、我々は増やすし、今のままだねというのだったら、もうちょっと遠くの適当な場所。これは、まさにこれから各省庁とのすり合わせで、意見交換の中で在り方を決めていく問題だろうと思っています。私もこの間、見てまいりましたけれども、あのままでいいとは思いません。これからの課題だと思っています。

○笠委員 既に数年たっているわけで、当初預けられていた省庁が書類を引き揚げていると伺いましたので、内閣府と内閣官房だけということになると、これは名前は中間書庫だけれども、内閣府と内閣官房のための文書管理棟が虎ノ門にあるということになりかねないので、本当に政策目標を達成しているのかどうかということについては。

○加藤館長 あと、厚生労働省の関係が少しありますけれども、そういう利用状況を各省庁がどういうふうに御覧になるかということに対して、これから御相談したいと思います。

それから、休日利用でも特別展は金曜日の夜遅くまでやっています。

○国立公文書館 春・秋の特別展は、20日間行っております。20日間、基本的に休館日はございません。土日、祝日に関わらず20日間、連続して行っております。また、木曜日と金曜日の週末の2日間に限りましては午後8時まで開館しております。午後8時までの開館というところは、23年度は東日本大震災の関係で中止したことがございましたが、夜間開館をやってきたことについて、アンケート等で御支持をいただいております。

○田辺分科会長 では、よろしくお願いたします。

○平野アジ歴センター長 アジア歴史資料センターについて、その本質といいますか、本

来の目的に関わる重要な御質問をいただきました。ありがとうございます。

アジ歴は設立から12年になります。この間、いわゆるアジア歴史資料というものを一日本とアジア近隣諸国との関係の歴史に関わる公文書でございます一、公開すべきものは全て公開するという大方針でやってきております。私の感覚では、設立5年目ぐらいからある種の閾値を超えることができまして、日本政府がアジア歴史資料の持っているものについては全て公開する姿勢であるということが国際的にも受け止められるようになってきていると思います。見たいものは何でも見られるということ、量的には公開する資料の網羅性、を主眼に実現していくということが今も第一の目的ですので、さらにデータを増やしていくことが1つだと思います。

もう一つは、隠していないということは、利用者から言えば、見たいものがすぐに見られるということになりますので、その点ではデータベースの本来である検索機能の充実による信頼性の獲得という努力をしてまいりました。少し具体的にになりますと、例えば「従軍慰安婦」に関する文書を利用者が見たい、調べたいと思ったときには、その言葉でキーワード検索をかけることにはなりますが、実は「従軍慰安婦」という用語は、当時は使われておりませんので、見られない訳です。

最初は隠しているのではないかという疑いを持たれるところだったのですが、辞書機能を充実させまして、同義語でも検索できるシステムにいたしました。その結果、従軍慰安婦についても、あるいは尖閣諸島の問題につきましても、あるデータにはちゃんとアクセスできるようになりました。その定評は、もう確立してきていると思います。ですから、網羅性と信頼性ということで、おっしゃいましたような目的にアジ歴が貢献するようになっていくことはあると思います。しかし、網羅性というのは限りがありませんので、これからもデータを増やしていくということが必要になると考えております。

○田辺分科会長 私のほうからも2点ほど。

○笹川課長 さっき、評価の基準について話がありましたので、申し訳ありません、私、説明をはしょってしまったのですが、資料の中に参考資料1というものが下のほうにございまして、この分科会で評価の項目、S、A、B、Cとかを決めていただいています。この中で、A、B、C、Dとなっていて、これに沿って自己評価を行っております。

ただ、2ページ目の上から5行目ぐらいになります。委員の皆様で協議していただいて、Aより上だということであれば、そこはAプラスという評価をいただくことも可能でございます。我々はAまでしかつけられないので、4段階でやらせていただいています。

以上です。

○笠委員 経年的なデータは、事後的に頂戴できますでしょうか。

○大津次長 先生の御指摘は、例えば我々が行った事業を全て定量的に評価できればいいとのことですか。

○笠委員 いえ、数字を書いておられるところに関して、実績のところでは数字が出ているところがたくさんあるのですけれども。

○大津次長 実は、今回お配りしております業務実績報告書の中を少し御覧いただきますと。

○笠委員 過去の分も載っている。

○大津次長 例えば50ページとか51ページを見ていただきますと、過去から行っているものは極力、少なくとも前年度と比較している。さらに、53ページあたりは22年度が載っている。

○笠委員 では、こちらを拝見すれば大体分かるということ。

○大津次長 極力、ここに反映させていただいておりますが、例えば独立行政法人等からの移管は23年度から初めて行ってきたものでございますから、必ずしも比較ができないものもございますので、そこは御理解いただいて。

○笠委員 分かりました。

○田辺分科会長 経年で見たいときは、資料を要求して。

○笠委員 はい。もしこれになれば、事後的にお願いします。

○田辺分科会長 そのようにしたほうがいいと思います。

○大津次長 もし評価を行っていく過程でどうしてもということであれば、御指摘いただければ。

○笠委員 メールでお願いします。

○田辺分科会長 私、2点ほどですけれども、1つは、多言語に対応しようという方向を目指しているということで、英訳を各データベースにつけているということまでは資料の中で読み取ったのですけれども、例えばホームページ自体を英語で行うとか、あと中国語、ハングル等々、いろいろな御展開があるかと思うのですけれども、その辺の現状と、それから、今後についてどうなっているのかというのが1点目でございます。

2点目は、メール等のニューズレターを出しているということですが、これは何件、何人ぐらいに配付しているものなのでしょう。これもコストとパフォーマンスの広がりなのかもしれませんけれども、この2点をお伺いできればと思います。

○平野アジ歴センター長 先ほどの回答でちょっと申し上げられなかったのですが、アジア歴史資料整備事業の推進についてというのがアジ歴の基本的な文書でございます。それは、実績報告書の資料編60ページ、61ページに資料として挙げてあります。念のためですが、最初のまとめの部分に当たります文章が、「我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とする」とございます。「相互理解の促進」という言葉になっておりますが、それが先ほどの御質問のポイントに重なるところだと思います。

それで、今、御質問いただきましたので、先ほどの回答に重ねて申し上げますと、英語と中国語と韓国語のホームページはございます。それから、主要なものについて、キーワード検索まで英語でできるようになっております。中国語、韓国語については、まだその

機能は登載してありません。英語で検索しますと、かなりの文書が出てまいりますが、文書は全部原典主義です。ですから、日本人の例えば私自身でもなかなか読めないような文書が、いきなりグローバルに見られるということになっております。

ですから、実際に利用されるのは本当に限られた専門家だということが一方ではありますが、他方で日本の国民も含めて、一般の人が、関心があってキーワード検索をかけてくることもございます。それは増えていると思います。検討したときには、全文をテキスト化する、それをさらに英訳するということも考えられましたけれども、費用的にとっても不可能ですし、それから歴史研究の素材であるということから言うと、いいかげんな翻訳はできないという慎重論もございまして、行っておりません。

ニューズレターのほうは、当初御希望に応じてお送りするというので、400ぐらいでスタートしましたけれども、先ほど次長が申し上げましたように、現在はその倍ぐらいの方にお送りしているという状況です。これも、英語でも発信しております。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。どうぞ。

○石川委員 今の御回答に関連しての質問ですが、辞書機能を向上させることによって、どれぐらい検索結果が広がるのでしょうか。先ほどの「従軍慰安婦」ですと、かつては使われていなかったもので、検索してもヒットしてこなかったということなのですけれども、辞書機能を入れることによって、どのような結果になるのかということ、もし数字で分かれば教えていただきたいと思います。

それから、データベースというのは、基本的にアジ歴に行かなくても、家庭用のPCでも普通にネットにつないで情報を見ることができる、という理解でよろしいですか。

もう一点、16ページで、リーフレットやポスターを工夫されたということだったのですが、もしも今、見ることができれば、どのような点を工夫されたのかということ、教えていただければと思います。

○平野アジ歴センター長 それでは、今、いただいた御質問の最後のほうから、実物を持ってきておりますので、回覧させていただきます。

あと、ポスターにつきましては、実績報告書の最終ページを1つめくったところに印刷してございますので、御覧いただければ幸いです。

先ほどの私の御説明が不十分だったと思いますが、当時、「従軍慰安婦」という言葉がありませんので、アジ歴が、これはある意味で恣意的なことになりますが、辞書の中に「従軍慰安婦」というキーワードを他の同義語と並べて入れました。それが辞書機能の充実ということに相当します。それで、辞書機能を使っていない間は見られない文書に行き着くことができるようになるというものです。

○石川委員 イメージ的には、言葉をつなげていかれたということなのですか。

○平野アジ歴センター長 いえ、当時の言葉のほかに、「従軍慰安婦」とか、それに同類の言葉で、ユーザーの方々が使いそうな言葉を全部入れまして、それがまとまって同一の

文書に到達するようになっているというわけです。ですから、ややモデル的な回答になりますが、当初からデータベースに入っているけれども、普通だったら行き着かなかつたものに、辞書機能の充実によって、関連の文書が出てくるということで、例えば従軍慰安婦関係については80件ぐらい出るはずです。

○国立公文書館 報告書の104ページの上のほうを見ていただければ、書いてございます。慰安婦の関係は、事実を確認して後ほど報告させていただこうと思いますが、例えば今、もう一つ問題になっています尖閣諸島。「尖閣諸島」という言葉を入れると、それでは出てこないのですが、当時から使われていた「魚釣島」という言葉であれば出てくる。したがって、「尖閣諸島」と「魚釣島」というのを辞書としてつなげておくことによって、「尖閣諸島」という言葉で「魚釣島」という文字等がヒットすることで文書が12件出てくるという形になっています。

104ページに書いてありますのは、例として、当時と今と地名などで名前が違うとか、外国の地名でカタカナの書き方が違うというのは、通常の機械で、コンピュータで検索すると、そのとおり引かないと出てこないのですが、長音符で延ばしてある、延ばしていないものも全てヒットするようにする。あとは、「太平洋戦争」という辞書機能を生かすと、「日中戦争」とか「大東亜戦争」も出てくるということを用意した機能でございます。

残念ながら、何件ぐらい利用者がそれによってたくさん資料がとれるようになったかということは、数字では出てこないのですが、特に外国の地名の長音符などは、個性がそれぞれの文書であります。我々がいろいろな文書を見ていて、ここの文書ではこういうふうに書いていると積み上げて、一個一個チェックして追加していくという作業を地道にやっていますので、相当に利用者の方には便利になっていると考えております。

○田辺分科会長 よろしゅうございますか。

○石川委員 はい。

○田辺分科会長 では、ほかに質問、ございますでしょうか。保坂委員、よろしゅうございますか。

○保坂委員 はい。

○田辺分科会長 では、御質問のほうはさせていただいて、御回答いただいたということで、委員各位におかれましては、資料1の項目別評価表と資料2の総合評価表に評価と評価意見等を御記入いただき、後日、事務局のほうへ御提出をお願いいたします。いただきました評価意見につきましては、事務局において取りまとめて、次回8月13日の分科会で評価を最終的に決定したいと考えております。なお、評価意見の提出日、それから今後の予定につきましては、後ほど事務局のほうから御説明がでございます。

長い間、会議を続けてきましたので、これから5分間ほど休憩といたします。再開は、5分後の16時10分としたいと思います。それでは、休憩に入っただけだと思います。

(休憩)

○田辺分科会長 それでは、休憩前に引き続き、議事のほうを進めてまいりたいと思います。

資料6といたしまして「平成24事業年度財務諸表」を、それから資料7といたしまして「平成24事業年度の予算・収支報告・資金計画及び実績」を配付しております。これらの財務諸表等につきまして、国立公文書館のほうより御説明をお願いいたします。

○大津次長 それでは、お手元の資料6「平成24事業年度財務諸表」に基づきまして、その内容の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、2ページをお開きいただきまして、貸借対照表でございます。

左側の科目のところでございますが、資産の部のⅠの流動資産の中の現金及び預金の約4億1,300万円につきましては、その主な内訳は、24年度末までにまだ支払いが完了していない未払金と運営費交付金の残額などでございます。

また、右側の負債部のⅠの流動負債の中の運営費交付金債務の約2億2,400万円につきましては、運営費交付金の残額でございます。

次に、同じく右側の科目の中ほどの純資産の部のⅠ資本金の政府出資金の約71億8,000万円は、この本館建物とつくば分館の建物と土地など、当館が独法化いたしますときに国からいわゆる現物出資を受けたものの合計額で、前年度と同額でございます。

その下のⅡ資本剰余金約5億700万円は、今年度終了いたしました本館建物の耐震補強工事によりまして取得することになった固定資産約4億8,800万円を追加したことによりまして、増加いたしております。また、損益外減価償却累計額の約28億2,100万円は、建物及び構築物等の特定償却資産に係る減価償却費の累計額でございます。

その下のⅢ繰越欠損金のうちの当期総損失は、約2,100万円になります。

次に、3ページにまいりまして、損益計算書でございます。

科目の欄の経常費用の合計額、右端の中ほどのところでございますが、約20億8,700万円は、前年度の21億2,300万円と比較いたしまして約3,600万円の減少となっておりますが、この主な要因といたしましては、前半の業務実績報告の説明の際に御説明申し上げました、被災地における被災公文書等の修復支援事業に使用する経費などの減少によるものでございます。

次に、左側の科目の欄の中ほどのところでございますが、経常収益の合計額は、右端のやや下のところに約20億6,800万円が計上されておりますが、こちらは運営費交付金債務から収益に振り替えた運営費交付金収益などになります。また、固定資産、具体的には会計システム機器になりますが、これを除却したことに伴いまして、臨時損失といたしまして固定資産除却損約57万円を計上いたしております。同様に、固定資産、具体的にはつくば分館のマイクロカメラ等になりますが、これを売却したことに伴いまして、同じく臨時損失といたしまして、固定資産売却損の約141万円を計上いたしております。

以上の結果、経常費用が経常収益を上回りましたので、経常損失が約1,900万円となりま

すが、これに固定資産の除却損及び売却損の臨時損失がございますので、当期総損失は約2,100万円となりました。

次に、4ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書でございます。

一番下のⅥの資金期末残高は約4億1,300万円で、これは最初に御説明いたしました2ページの貸借対照表の中の流動資産の現金及び預金の額と一致いたしております。

次に、5ページにまいりまして、損失の処理に関する書類でございます。

24年度に発生しました当期総損失の約2,100万円は、前期繰越欠損金と合わせて、次期繰越欠損金として繰越処理することとしております。

次に、6ページにまいりまして、行政サービス実施コスト計算書でございます。

一番下のⅦの24年度の行政サービス実施コストは約21億8,000万円で、対前年度と比較いたしますと約2億6,300万円の減となっております。これは、Ⅳに記載しております引当外退職給付増加見積額が減少したことなどによるものでございます。

次に、7ページから10ページは注記、続く11ページから18ページは附属の明細書となっておりますが、この箇所の詳細についての説明は省略させていただきます。

最後に、20ページの決算報告書でございます。

まず、左側の区分の欄の収入のところでございますが、運営費交付金につきましては約19億9,200万円で、予算額どおりでございます。この中の事業収入につきましては約1,600万円減収となっておりますが、この原因は写しの交付に係る手数料収入の実績額が予算額を下回ったことによるものでございます。また、事業外収入につきましては約100万円の増収となっておりますが、こちらは本館建物の耐震補強工事に伴いまして発生しました、鉄くずの売り払いの際に出ました雑益収入の増収などによるものでございます。

次に、支出のところでは、公文書等保存利用経費が約4,000万円、アジア歴史資料情報提供事業費に約5,200万円の残額がそれぞれ生じておりますが、これは主に入札差額や経費の節減などにより生じたものでございまして、それぞれの残額の一部を一般管理費へ充当しております。また、施設整備費につきましては、前年度から繰り越した経費と合わせまして、耐震補強工事の本体工事に要する費用として約3億7,100万円を執行いたしております。人件費につきましては、欠員が生じたことなどに伴いまして約5,100万円の減少となっております。

以上のことから、平成24年度の決算額は約23億1,800万円で、予算額に対して約3,400万円多くなりますが、これは施設整備費において前年度から繰り越した経費を執行したことが主な要因でございます。

なお、21ページにございますように、6月13日付で当館の監事お二方から、平成24事業年度の財務諸表及び決算報告書は、監査の結果、適正であると認めるとの監事意見をいただいております。

財務諸表に関しての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。

財務諸表等につきまして、監事のほうから意見をよろしくお願ひいたします。

○田部井監事 監事の田部井でございます。平成24年度の財務諸表の詳細について、次長より説明がございましたので、監査意見を申し上げます。

平成24年度の財務諸表等については、独立行政法人の会計基準及び会計基準注解の改正がなく、また当法人単独の会計方針の変更もございませんでした。

また、当事業年度の財務諸表の大きな特徴は、先ほどから話題に出ております耐震工事の完成に伴う会計処理でございまして、その会計処理についても監査を実施した結果、特に問題はございませんでした。

一番の特徴は、先ほどから出ております約6億超の施設整備費をいただいておりますが、固定資産には約4億9,000万円の計上しかございません。差額は諸費用に会計処理をした分でございます。それに見合う金額がPL（損益計算書）の施設費収益に計上されております。

以上のように、耐震工事の処理も含めた平成24年度の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計基準に準拠しており、館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。

また、損失の処理に関する書類は、法令に適合しているとともに、決算報告書は予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

以上でございます。

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明等に関しまして、御質問等、ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしゅうございますか。今後、さらに御質問等がございましたら、事務局のほうまで御連絡いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、この財務諸表につきましては、独立行政法人通則法第38条により、主務大臣が財務諸表等を承認するに際して、この評価委員会の意見を聞くことを求められております。つきましては、この分野の御専門であります大隈分科会長代理にさらに御検討いただきまして、次回の分科会において御検討の結果を御報告いただき、その後、評価委員会全体としての意見をまとめたいと思っておりますけれども、この点、大隈分科会長、よろしゅうございますでしょうか。

○大隈分科会長代理 かしこまりました。

なお、本日も事前に館から特徴について説明を受けており、また事前に前年対比の資料等をいただいておりますので、また本日、御説明を受けましたので、持ち帰って検討させていただきます。

○田辺分科会長 では、よろしくお願ひいたします。

次に、内閣府の行政事業レビューの公開プロセスでの評価結果について、事務局のほうより御説明のほうをお願ひいたします。

○笹川課長 簡単に説明させていただきます。資料8でございます。

内閣府行政事業レビューということで、国立公文書館の運営費交付金に必要な経費について、事業レビューの対象となり、6月10日に公開プロセスのもとでレビューが実施されました。

行政事業レビューは、ことしの4月5日の閣議決定に基づいて行うこととなったものでございまして、2にありますとおり、各省庁において自らの予算の執行状況を、その必要性・効率性・有効性等々の観点から見直して、次年度の予算要求につなげていくという趣旨のものでございます。この分科会でお願いしている評価とは、そういう意味で、もともとは別のものではございますが、恐らく実質的には相互に関連してくる部分もあるかと思えます。

それで、内容的には、1枚めくっていただきまして、2枚目が裏表になっております。6名の大学の先生、弁護士さん、民間企業の方々に入っていた委員さんからいろいろ意見をいただいております。時間の関係で、後でお読みいただければと思いますけれども、有料化とか受益者負担のあり方についてという指摘も幾つか出ているところでございます。それから、デジタル化を進めながら建物の在り方という話。あと、そもそも行政文書的なものと歴史文書とは違うのではないかと。

いろいろな御指摘をいただいております。結論的には、四角に入っているところで、事業内容の改善。法律上のミッションを果たしていくことは必要である。ただ、事業収入の拡充、それから、ほかの施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後の在り方の検討が必要と思われるという御指摘をいただいたところでございます。これを踏まえて、来年度の事業の見直し、予算の要求につなげていくということでございます。

これは今年が最初なので、この後、どういうプロセスで進んでいくか、実はよく分かっていないところがございます。恐らく、予算要求に向けて何らかの検討状況とかフォローアップも来るのかなと思っておりますけれども、そこは分かりかねております。

とりあえず、こんな指摘がありましたという御報告でございます。

○田辺分科会長 今日はどうもありがとうございました。この件に関しまして、何か御質問等、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

外部有識者のコメント等、この国立公文書館にどのぐらい裁量があるかどうかというのを関係なしに発言している部分、なきにしもあらずという気はしますけれども、裁量のあるところは、効率化であるとか事業の絶えざる見直し等は必要かと思っておりますので、そういった点を踏まえて事業等の検討を引き続き進めていただければと思います。この点、これで終了したいと思います。

ほか、この際、何か御質問等、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日予定していた案件は終了いたしました。委員各位におかれましては、国立公文書館からの平成24年度業務実績について厳しい評価を行っていただき、また多くの評価意見等をいただきたいと思いますと考えているところでございます。いただいた御意見等

をもとに、次回分科会において評価を取りまとめていきたいと思っております。

それでは、事務局のほうから資料9の今後の開催予定についての御説明のほう、お願いいたします。

○笹川課長 資料9を御覧ください。申し訳ありません、8月13日木曜日となっておりますが、火曜日の間違いでございます。失礼いたしました。

それで、今後の段取りですけれども、この後、皆様に項目別評価表、総合評価表を電子媒体でお送りいたします。それらに記入していただきまして、短期間で恐縮ですが、7月31日までにこちらに送り返していただければと思っております。

それから、次回、第39回分科会でございますが、8月13日火曜日、本日と同じ14時から公文書館の会議室で開催させていただきたいと思っております。この際に、この24年度業務実績の評価を決定して、8月19日の評価委員会親会のほうへ報告するという段取りになっております。

その後は、秋になりますと、評価委員会が26年度予算要求の状況等を議題として開催されます。先の話になりますが、2月、3月ぐらいになると、また評価委員会、分科会が予定されているということでございます。

とりあえず、今後のスケジュール、以上でございます。

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。恐らく委員の皆様方も分からない点等々あって、事務局に御質問等を投げかけたいことがあろうかと思っておりますけれども、その折には、事務局のほうで御対応のほう、よろしくお願い申し上げます。はい。

○平野アジ歴センター長 申し訳ありません。先ほどの回答の補足をさせていただきたいと思っております。「従軍慰安婦」でどれだけ文書が出てくるかという御質問に、まだ十分お答えしておりませんでした。改めてお答えさせていただきます。

検索ではキーワード検索ができるわけですが、単に「従軍慰安婦」というキーワードを入れても文書は一つも出てこないわけです。そこで、同義語を辞書に入れてございまして、「慰安所」、「軍慰安所」、「従業婦」、「軍慰安婦」という同義語を入れて検索いたしますと、「従軍慰安婦」ではゼロだったのですけれども、合計で48の文書にアクセスできます。

○笠委員 それは、自動的に変換されるわけではなくて、辞書か何かが出てきて、自分で入れていかないと、そこまでは行かない。

○国立公文書館 キーワード検索の画面に辞書機能を有効にするというクリックの部分がありまして、そこにチェックすると、そういうキーワードも含めた検索ができると。チェックをしなければ、まさに入れたキーワードそのものしかヒットしない形になっています。

○笠委員 それは不親切のような気がするのです。

○国立公文書館 要は、本当にきちんとしたキーワードを持っていて、その文書だけを調べたい。類義語がたくさん入っていると、本来であれば10個ぐらいしか出てこない文書が何万と出てきてしまえば、むしろ特定するのに困りますから、辞書機能を使う場合と使わ

ない場合と両方できる。専門家は、一度このキーワードでやれば、この文書が出てくるはずだというのがあって、それを使われるとか、むしろ類似のものを外して、このものだけを調べたいという利用者の方もいらっしゃるはずなので、両方使えるようにしているということでございます。

○笠委員 ただ、さっきもちょっと補足の御説明を今の方から頂戴して、それで思ったのですけれども、対象が専門家にちょっと偏っているのではないかという気がして、もっと普通の人。例えば「従軍慰安婦」と入れて出てこなければ、ごく普通の人だったら、ああ、一つもないのだとどこかへ行ってしまうと思うのですね。もちろん、それを専門家に解釈してもらって、彼らは何らかの意見をつくるためのデータを提供しているのだということだろうと思うのですけれども、恐らくもう少しニーズは広くて。

○国立公文書館 その点、御指摘いただきますと、データベースをどういうふうにするかということはありませんけれども、アジ歴としては、できてから12年間でございます、そもそも設立のきっかけになりました村山談話の当時から、一般の国民の方も広くこういうことを考えてほしいという趣旨がございますので、一般の方にもぜひ興味を持っていただきたい。そういう意味では、先ほどアジ歴次長から説明いたしましたように、インターネット特別展のようなコンテンツをつくって、一般の方にも見てください。そこから興味を持ってデータベースも使ってくださいというページも作っている。今、御指摘いただいたようなデータベースの利用、検索方法の使い方の説明のページも充実させておるのですけれども、やはり。

○笠委員 途中であれですけれども、使い方のページとか、普通の人には読まないのですよ。だから、一番いいのは、普通の外国のキーワード検索でもそうだと思うのですけれども、逆で、最初、膨大に出てきて、多過ぎるから、そこから区切っていくのだと思うのです。だから、最初、「従軍慰安婦」で入れると同義語がたくさん出てきて、1万とか出てきたら、こんなのは見られないからというので、そしたら下にサブが出てきて、この中から細かいものを、これは要らないとして、辞書機能がそこで出てきて、要るものだけに絞り込む、あるいは年代で絞り込むとか地域で絞り込むという形で、辞書機能を有効としないと検索がかからないというのは、作り方として。

正直、普通の市民として、こちらの組織がこういう活動をされているというのは全然知らなかったのです。普通に新聞とか週刊誌とかは読んでいると思うので、それで引っかけたことないということは、余り活用されていないのではないかという気もするのです。

○国立公文書館 御指摘のところは、我々も12年間ずっと悩んできたところでございます、その結果として今の形になっておるのですが、キーワードによっては全然出てこないものもありますし、一つのキーワードを入れて何万という答えが出てしまっていて、多過ぎるという状況もありまして、それはどういう形のほうが一番利用しやすいのかというのは、全てのキーワードに一番最適な数字の答えが出てくるという方式も難しく、今後も御指摘を踏まえまして、システムの改修に合わせて改善していきたいと思っております。

○笠委員 やり方はいろいろあり得ると思うのですけれども、私が申し上げたいのは、歴史家が見るということではなくて、素人のそういう検索技術に長けていない、ごく普通の人が尖閣とか、そういうことでちょっと調べたいなと思ったときに調べて、辞書機能を有効にしますかとか出てきたら、そこで挫折する人が多いと思うので、もっとごく普通のおじさん、おばさん、若い人たちが使うときに障壁がないようにホームページを作られたほうがいいのではないかという。

○国立公文書館 そこは、我々も今後工夫していきたい。一度検索して、検索結果がゼロというときに、辞書機能を有効にすると、そのページにまたボタンがあって、もう一度検索し直すというやり方もありますので、そのあたりのやり方はいろいろユーザーの声を拾い上げながら、今後のシステム改修に合わせていろいろと工夫していきたいと思っております。御指摘、どうもありがとうございます。

○笠委員 すみません、それともう一点、関連して申し訳ないのですけれども、先ほど英訳にはしないというお話だったのですけれども、昔の文章だったら、日本人が見ても多分何と書いてあるのかわからないということがよくあると思うのですけれども、そういうものは日本語には解釈されているのですか。

○平野アジ歴センター長 やっていません。それは、今後の大きな課題だと認識しております。

○笠委員 それで、本当にエキスパートでないと、開いても、玄人でないと読んでもわからないということなのですね。

○田中アジ歴次長 冒頭の300文字を読みやすいようにしてはございますので、一応補足させていただきます。

○平野アジ歴センター長 冒頭の300文字をテキスト化してございます。

○笠委員 そういう状態なら、村山談話と何の関係もないと思いますけれどもね。もちろん、それは専門家のためのデータベースだということであるのだったら、こういうタイトルをつけて一つの組織を作るの意味があるのかなという気がします。それだったら、普通の図書館で専門家が昔のリールとかを探してチェックする世界と、余り変わらない。生のまま載っていて、素人が読もうと思っても、日本語でも読めない状態だということですね。

○平野アジ歴センター長 確かに専門家と一般ユーザーというのが我々の利用者の2つのグループになっております。おっしゃいますように、専門家にはよく利用されるようになってきております。国外の人が実際に国立公文書館においでにならなくても見られる、国内の研究者でも3館に通う必要がなくなってまいりました。大変喜ばれるようになっております。それが研究をより発展させて、2段構えということになります。一般の方々の歴史認識にも貢献するというのが基本的な枠組みになっていると思います。その上で、私ども、ホームページの上でいろいろ工夫して、一般の方にも親しんでいただけるように努めております。

○笠委員 しつこいようで申し訳ないのですけれども、日本語のものを現代の日本語に訳すのにそんなに難しくないような気がして、なぜそこをそういうふうにごく抑制されるのかが、ちょっと分からない感じなのです。それは、英語でもそうなのですから、事実関係をそのまま訳すのに、歴史の世界はそんなものなのではないでしょうか。

○平野アジ歴センター長 2つ障害がございます。

1つは、膨大な量になっているという単純な事実があります。これに全文訳読をつけるというのは大変な仕事だということで、ちゅうちょして。

○笠委員 それで争いになっているような部分だけでも膨大なのですか。

○平野アジ歴センター長 そうですね。

○笠委員 領土の問題と、こういう問題ということだけでも非常に多いということなのですか。

○平野アジ歴センター長 尖閣につきまして問題になりましたときに、ホームページ上で、尖閣で検索することができるようになりましたというお知らせはいたしました。それは、ちょっと補足なのですが。

○笠委員 でも、大分エキスパートでないと読み込めない状態だということですね。

○平野アジ歴センター長 はい。

○笠委員 分かりました。

○平野アジ歴センター長 もう一つは、歴史研究者を意識してのことになりますが、原典主義を第1にとらざるを得ないということが、今お考えの考え方を私も持ちますけれども、なかなか障害が多い。

○笠委員 原典が載っているのはいいと思うのですけれども、それを読めない、現代文とも全然違う文章などで、我々日本人としてももう読めなくなっているものを現代文訳にするという作業がないと、本当に限られた人しか利用しない施設になっているということにならないのかなと思ったのです。すみません、長くなって。

○平野アジ歴センター長 今回、新しい試みで、琉球大学附属図書館の宮良殿内文庫とつながったのですが、そちらのデータベースはとてもよくできていて、参ったという感じですね。今、委員がおっしゃったような工夫が既に行われています。ですから、将来、アジ歴の文書についても、全てではなくても、重要な文書についてはそのようにしたいと思いますが、それには予算面でも一大飛躍を図らないといけないと思います。

○笠委員 でも、それと一緒に、評価する側としたら、何をもって評価するかというところで、何人の歴史家はそのデータを使ったかということなのか、それを使ってどういう論文が書かれたかということなのか、それから一般の人たちがどれだけそこから客観的な事実を得たかということなのかということ、閲覧したユーザー数になるだろうと思うのです。だから、ただ淡々と集めて公開していますと、それは長期的に見たら歴史的意義がすごくありますということだと、ちょっと評価のしようがない感じがすると申し上げざるを得ない気がします。

○平野アジ歴センター長　そうですね。

○田辺分科会長　どうもありがとうございました。恐らくこういう公文書館、それから歴史的な文書を管理するところというのは、何よりももとの文書を歴史の中に残していくという使命と、ただその時代時代でいろいろな方々が関心を持ちますので、その関心に対してどう応えていくのかという2つの大きな課題があって、それをどういう形で応えていけるのかというのは、人々の関心の移り変わりにもよりますけれども、あとはお金の問題もあります。いろいろな御意見はあろうかと思えますけれども、この2つが軸になっている。

ただ、残らない限りは、利用も、将来に対する責任もとることができないので、そこは恐らくプライオリティーの付け方の問題で、評価を考えていくときには、そのプライオリティーがある意味ではあると、存在しているということを我々が共有化して評価という作業をやっていくのだらうと思います。それは個人の御意見で、私はこっちのほうでプライオリティーが9で、こっちが1だと考えるというよりは、ある一定の立てられた目標を正確に我々が読み込んで、それに基づいて淡々と、とは言いませんけれども、評価作業をやっていくということなのだらうと思います。

ただ、評価をやっていくときに、フィードバック等で、何か将来に向けて、もう少しこういうことが考えられませんかという意見を申し上げる側面も、全くないわけではないと思いますので、そういう形で受け止めていただければと思ったところでございます。

ほかの運営等に関して、何か御意見等、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了したいと思います。本当に長時間にわたり、ありがとうございました。